

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年2月3日(金)午前8時30分から午前10時56分

2. 開催場所 辰野町役場2階第6会議室

3. 出席委員(16人)

会長	1番	武井	典夫
会長職務代理者	2番	三澤	省三
委員	3番	松澤	覚一
	4番	山崎	今朝利
	5番	野澤	宏
	6番	赤沼	君人
	7番	尾坂	壽夫
	8番	根橋	建太郎
	10番	赤羽	則子
	11番	小澤	高佳
	12番	上島	明德
	13番	下田	節子
	14番	勝野	次郎
	15番	小野	一喜
	16番	赤羽	武直

4. 欠席委員 9番 山内 良春

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について

報告事項 専決事項について

(1)1月許可決定の5条2件については長野県農業会議から  
1月16日付で許可相当の意見答申があったので、許可指  
令書を交付した

(2)農地法第18条第6項の規定による届出

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 中村良治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

## 7. 会議の概要

(開会)

<武井会長>

皆さん、おはようございます。早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。皆さんご存知のように、農業委員会の事務局の方で色々と耕作放棄地の面積の件、それから皆さんで協力いただいたヒマワリの件、町民の方の今一番関心のあることについて報道させていただいておるわけでございます。特に耕作放棄地の件につきましては、私の所へ4人ほどの方からご意見やご指示をいただいております。そういう風な意味で大変皆様方に事務局から話をする件については、注目をいたすところでございます。どうか、皆さんの所へそういう風な問い合わせだとか指摘的な事項について、お電話ありましたらその辺は特に自分の管轄については、適切なお回答をお願いしたいと思います。特に私の所へきた中で一番強く言われたのは、耕作放棄地になるのは、鳥獣害、四つ足からの保護、保護というか、いわゆる農地に入らないことをどういう風に考えるんだ、というようなことがきました。そういう風な中ではいわゆる柵を作るとかそういうようなことについて、地域全体で取り上げ、そして町の方へお願いをしていくということと、それからもう一つはいわゆる自分達の収穫した後の作物、あと残ったものをどういう風に自分達で処理していくかということが、地域として考えていかなきゃいけないんじゃないかというような話をしたんですが、やはりなかなかまとまらないというような、地域ではまとまらないというようなことと、それからもう一つは、これはまた違う方ですが、町の公金でそういう施設をつくってあるけれども、その管理ができないような所へそういう風な公金をつぎ込んで鳥獣害の工事をやるというのはおかしいといわれまして、もしそういうところがあるならば、はっきりと私の所へ言われた方に、農業委員なり役場の方へははっきり言ってくれと、そうすればそれについてはその地域に一応ご意見があったということで処理したいという風に回答しておきましたけれども、やはりその辺について、また皆さん方の所へそういう風な話があったときには、ある程度のお回答をお願いしたいとそんな風に思います。それから次には、このTPPの問題ですが、これはもう今現在の政府の状況でいきますと、もう一応参加ということになってきておりますので、いわゆるどの程度のことが農業者に対する保護ができるかということの段階ではないかとこんな風に思っております。先般もある会合でいわれたことは、おそらく農家は売るものは安くて買うものはおそらく高くなる、ということは資材だとか肥料だとかについてはもう上がってくると、そういう時代が、上がると同時にですね、その中で、特にそ

の方が話していたのは、ハウスをつくるパイプだとかそういうものが上がるのは仕方ないけれども、基本的な農家が必要とする肥料については、どの肥料もここで高騰しておるといふようなことをいわれておりましたが、確かに私もこの間ちょっと農協いってその肥料についてお聞きしましたところ、やはり随分高騰しております。そのようなことで一つ皆さん方もそういう風な中で農業委員としてそういう風な一般的なことについてお互いに学習して、そして本年度農業委員会として少しでも農業者の協力的な指導者になれるようお願いしてあいさつとしたいと思います。本当にえらい時代に委員になったなあという感じしておりますのでぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、三番の議事録の署名人の指名でございますが、今回は5番の野澤委員、それから6番の赤沼委員にお願ひいたします。

それでは議事に入りたいと思います。議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、3条の方から事務局の方で説明をお願ひします。

<事務局>

**【議案第1号、3条の規定による許可について、1～2番朗読】**

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字辰野...番地にお住まいのAさん所有の、大字辰野...、地目は登記が畑、現況が田、211㎡と大字辰野...、地目は登記現況とも田、面積489㎡を、大字辰野...にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は35aで下限面積を超えております。今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、武井会長と赤羽武直委員から意見書をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは赤羽委員の方からこの件の詳細につきまして意見をお願ひいたします。

<16番赤羽委員>

16番赤羽です。1月7日に武井会長にお願ひしまして、Aさんの立会のもとに現地の調査を行いました。場所はホテルの名勝へ行く道から少し離れた所でだいたい横を見ますと三輪神社と並んで見えるような場所にあります。この地域は去年地籍調査で一筆調査が既に完了しておりまして、境界は確認済みであります。ただし、まだ測量はやっている最中でして、今後測量の結果では面積が若干増減することが予想されるということですがけれども、この面積700㎡ということに関しては、譲り渡し人、譲受人共に若干増減しても問題ないということが会長から聞いていただいております。

を確認してございます。譲受人の方は私たちよりも若くて、今年定年になるということですけれども、定年を期に農業に大いに注目してがんばっていくぞという強い姿勢を持っておりまして、このところが今まで休耕田、田んぼを休んでいたんですけれどもということで新しい譲受人によってですね、農地として活用されるということは大いに結構なことであると思っております。以上の点において問題なしと判断をいたしました。ご審議をよろしく願いいたします。

<武井会長>

はい、ありがとうございました。この件について何かご質問、ご異議ありますでしょうか。(「なし」の声)よろしいですか、はいそれではこの件について許可することにいたします。よろしく願いいたします。それでは2番お願いします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字赤羽...番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富...、地目は登記現況とも田、面積988㎡を、大字伊那富...にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は68aで下限面積を超えております。今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、野澤委員と尾坂委員から意見書をいただいております。

<武井会長>

それではこの件について詳細について野澤委員より説明を受けたいと思います。

<5番野澤委員>

野澤でございます。図面がありますがこの土地は伊北インターの信号を西へ、Dの裏側になりまして、昨年3月3日の会議でCさんの土地でありましたところを競売でAさんが取得した土地でございます。不動産業をやっておりますので、昨年は何もつくらなかったようでありますので、今度Bさんへ移すということでございます。農地として移されるので特に問題ないと判断をいたしましたところでございますので、よろしくご審議をお願いします。あの、以前と全然変わっておりません。

<武井会長>

この件につきまして今野澤委員より説明があったわけでございます。これは西天の用水ですよね。

<5番野澤委員>

はい。

<武井会長>

この件につきましていかがなものでしょうか。「異議なし」の声一応、元へ戻って農地ということになるということでございますので、よろしいですか、はい。この件につきまして許可することにいたします。それでは5条の方お願いいたします。

**【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】**

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番と2番は関連しておりますので一括して説明をさせていただきます。

1番は所有権の移転でございます。

大字伊那富...にお住まいのAさんが所有いたします、中央...、地目は登記現況とも田、面積117㎡を、大字伊那富...にお住まいのBさんが取得し、息子の新築する住宅への通路とするための申請でございます。

2番は使用貸借権の設定でございます。

箕輪町中箕輪...にお住まいのCさんが父親であるBさん所有の、大字伊那富字ヤケン...、地目は畑、340㎡を使用貸借し住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在箕輪町で家族とアパート暮らしをしていますが、子供も大きくなり手狭となったため父所有の申請地を使用貸借し住宅を新築する計画です。申請地いずれも第1種低層住居専用地域の用途地域であり第3種農地ですので原則許可で問題ないと判断いたしました。この件につきましては山崎委員、松澤委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは山崎委員の方から内容説明お願いいたします。

<4番山崎委員>

はい、山崎でございます。1月18日の日ですが司法書士の方と塚の杭を見ました。No1の方ですがこれがAさんの土地ですが、4メートルを確保すると。これは余談になりますがこの土地は今段差が2メートルぐらい、これを4～500万かけて平にすると。そこまでして若い人たちを離したくないということをお聞きしていますが、ぜひご協議いただきましてよろしくをお願いいたします。

<武井会長>

ただ今山崎委員の方から、いわゆる家族の考え方等の説明があったわけでございます。4メートルの道路をあけて中へ住宅を建てるということのようでございます。この件

についていかなものでしょう。よろしいですかね。（「はい」の声）それではこの件につきまして、1番、2番共に許可することにいたします。1号議案につきましては以上で終わりますがよろしいですか。はいそれでは第2号の方に入りたいと思います。

### 【議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計6件、21筆、面積は17,722㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<武井会長>

この議案の第2号でございますが今事務局の方から説明がありました。この件につきまして何かご質問、なければ承認ということよろしいですか。はいではそういうことにいたしますのでよろしく願います。それでは第3号に入りたいと思います。

### 【議案第3号 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について】

<足助事務局次長>

非農地通知一覧表がお手元にあるかと思いますが、この土地につきましては22年度の全体調査それから昨年10月、23年度の全体調査で引き続き赤と判断された農地であります。赤というのは山林原野化している土地であります。農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断につきましては農業委員会で議決をするという風になっております。2年続けて赤、山林原野化していると判断された農地につきましてはここに載っているとおりであります。これにつきまして非農地という判断をしていただきたいという風に思っております。これからの手続きにつきましてはその他の方でまた説明をさせていただきたいと思っております。以上です。

<武井会長>

ただ今事務局の方から説明がありましたが、22年度の調査と23年度の調査において赤という風な調査に基づいてここにあげております。それで、各委員の方、目を通していただいて、赤となっているところの記憶をたどりながら見ていただきたいと思っております。

<足助事務局次長>

一点だけ補足説明をさせていただきたいのですけれども、以前に無断転用を調査した経過がありまして、そこは農地非農地の判断をしないということになっておりますので、もう1回確認していただいて無断転用あれば、その決定はしないということですので、

で、その台帳から外します。

<武井会長>

各委員さんの担当の所で見えていただいて、ある程度は分かったと思いますが、再度見えていただいて、もしそこに入っていない人、若しくはここに入れるべきではないという人ありましたら事務局の方へ申し出ていただいて協議していきたいと思いますが、よろしいですか。はい、ではそういうことでお願いしたいと思います。特に伊那富というのは広い範囲でございます、よろしくお願いをしたいと思います。この件についてよろしいですかね。では第3号の議案についてはそういうことで進めていきたいと思います。よろしくお願いをいたします。何かご質問ありますか。

<5番野澤委員>

ではこれは次回は調査しないということですか。

<足助事務局次長>

はい、農地ではなくなりますので。ただ、非農地証明を出しますけど、地目変更しないと農地のままです。本人の手続きで。ではその他の所で説明しようと思いましたが引き続き説明をします。(耕作放棄地の指導等の説明)

## 報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思いますが、1月許可決定の5条2件につきましては、長野県農業会議から1月16日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約であります、1件、議案書の通りでございます。いずれも、添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

## その他

○農業者との意見交換会について

○耕作放棄地指導通知書及び意向調査について

○ヒマワリの取り組み状況について

○今後の日程について

2/3 遊休荒廃地解消シンポジウム(長野市) 全員出席、帰町後新年会  
2/16 女性農業委員の会 上伊那支部総会・視察研修・情報交換会(箕輪町)

3/1 第9回明日にはばたけ！ファーマーズの集い(伊那市)

○味噌づくり体験今後の日程

3月2日(金)一日全員で準備(10時)

3月3日(土)農政部主体で準備(午後1時)

3月4日(日)味噌の仕込み(委員は8時、一般9時)

○次回委員会開催日

3月1日(木)

委員会総会 午前10時00分から 第6会議室

ファーマーズの集い 午後1時30分から JA本所フラワーホール

受賞祝賀会 午後5時30分から かやぶきの館

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印